
第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

令和 5 年 3 月 20 日 (月 曜 日)

議 事 日 程

令和 5 年 3 月 20 日 午前 10 時 00 分開議

1 開議宣告

- 日程第 1 請願第 3号 農産物加工所の活用と整備を求める請願書の取り下げの件
- 日程第 2 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 3 号))
- 日程第 3 議案第 5号 大山町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 大山町上下水道料金等審議会設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8号 大山町公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 7 議案第 9号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 10号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 11号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 12号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 11 議案第 13号 大山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 14号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 15号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 16号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例について
- 日程第 15 議案第 17号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 20号 町有財産を無償で譲渡することについて
(町営住宅さざんか台団地建物)
- 日程第 17 議案第 21号 町道路線の認定について (町道 大山口栄線)
- 日程第 18 議案第 22号 町道路線の認定について (町道 大山口南団地線)
- 日程第 19 議案第 23号 町道路線の認定について (町道 大山口南団地支線)

- 日程第20 議案第24号 町道路線の一部廃止について（町道 三蔵谷上大山線）
- 日程第21 議案第25号 町道路線の廃止について（町道 上大山梶原線）
- 日程第22 議案第26号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第23 議案第27号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第24 議案第29号 令和5年度大山町一般会計予算
- 日程第25 議案第30号 令和5年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第26 議案第31号 令和5年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和5年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 令和5年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 令和5年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 令和5年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 令和5年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 令和5年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第38号 令和5年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第34 議案第39号 令和5年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第35 議案第40号 令和5年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第36 議案第41号 令和5年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第37 議案第42号 令和5年度大山町水道事業会計予算
- 日程第38 議案第57号 令和4年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第39 議案第58号 大山町教育委員会教育長の任命について
- 日程第40 議案第59号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第41 議案第60号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第42 議案第61号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第43 陳情第1号 「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有
や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第44 陳情第4号 平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡大増税に反対する陳情
- 日程第45 陳情第2号 国による学校給食無償化を求める陳情
- 日程第46 陳情第3号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ること
を求める陳情書
- 日程第47 発議案第1号 大山町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第48 発議案第2号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 発議案第3号 大山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 発議案第4号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指
定についての一部改正について

- 日程第51 発議案第5号 学校給食の無償化を国に求める意見書の提出について
 日程第52 発議案第6号 農林水産業の継続と発展を求める意見書の提出について
 日程第53 発議案第7号 新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書の提出について
 日程第54 議員派遣について
 日程第55 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
 日程第56 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
 日程第57 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
 日程第58 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
 日程第59 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

● ● ●

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

● ● ●

出席議員（出席議員（15名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
6 番 池 田 幸 恵	7 番 門 脇 輝 明
8 番 大 原 広 巳	9 番 大 杖 正 彦
10 番 大 森 正 治	11 番 杉 谷 洋 一
12 番 近 藤 大 介	13 番 吉 原 美 智 恵
14 番 岡 田 聰	15 番 野 口 俊 明
16 番 米 本 隆 記	

● ● ●

欠席議員（なし）

● ● ●

欠員（1名）

● ● ●

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………三 谷 輝 義

● ● ●

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀 教育長 ……………鷺 見 寛 幸
 副町長 ……………吉 尾 啓 介 教育次長……………前 田 繁 之

総務課長 ……………金 田 茂 之 財務課長……………井 上 龍
水道課長 ……………大 前 満

午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

3 月定例会も、いよいよ本日が最終日となりました。ただいまの出席議員は 15 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 請願第 3 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、請願第 3 号 農産物加工所の活用と整備を求める請願書の取り下げの件を議題とします。

請願者から、令和 5 年 3 月 17 日付けで、請願書の取り下げ申出書が提出されました。お諮りします。

ただ今議題となっております請願第 3 号 農産物加工所の活用と整備を求める請願書の取り下げの件について、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 8 番 大原議員。

○議員（8 番 大原 広巳君） 取り下げ理由を聞かせてください。

○議長（米本 隆記君） 申出書の通りということになるそうでございますが。

〔「休憩」「休憩」〕と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 暫時、休憩します。

午前 10 時 2 分休憩

午前 10 時 5 分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

大原議員から異議がありましたけれど、この取り下げ書につきましては、皆さんにお配りのとおりであります。

それではもう一度読み上げます。

請願第 3 号 農産物加工所の活用と整備を求める請願書の取り下げの件について、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号 農産物加工所の活用と整備を求める請願書の取り下げの件については、これを承認することに決定しました。

日程第2 議案第4号

○議長（米本 隆記君） 日程第2、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大山町一般会計補正予算（第13号））を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、承認することに決定しました。

日程第3 議案第5号

○議長（米本 隆記君） 日程第3、議案第5号 大山町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

○議長（米本 隆記君） 日程第4、議案第6号 大山町上下水道料金等審議会設置条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号

○議長（米本 隆記君） 日程第5、議案第7号 大山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号

○議長（米本 隆記君） 日程第6、議案第8号 大山町公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号

○議長（米本 隆記君） 日程第7、議案第9号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 10 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 10 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 11 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 11 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。お諮りします

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 12 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 12 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。お諮りします

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 13 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 13 号 大山町税条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 14 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 14 号 大山町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 15 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 15 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 16 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 16 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 17 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 17 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 20 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 16、議案第 20 号 町有財産を無償で譲渡することについて（町営住宅さざんか台団地建物）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 21 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 17、議案第 21 号 町道路線の認定について（町道 大
山口栄線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 第 21 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 22 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 18、議案第 22 号 町道路線の認定について（町道大山
口南団地線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 23 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 19、議案第 23 号 町道路線の認定について（町道 大
山口南団地支線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 24 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 24 号 町道路線の一部廃止について（町道三蔵谷上大山線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 25 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 25 号 町道路線の廃止について（町道 上大山梶原線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 26 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 22、議案第 26 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 27 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議案第 27 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 29 号 ～ 日程第 37 議案第 42 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、議案第 29 号 令和 5 年度大山町一般会計予算から日程第 37、議案第 42 号 令和 5 年度大山町水道事業会計予算まで計 14 議案を一括議題とします。

令和 5 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 池田幸恵議員。

○令和 5 年度予算審査特別委員長（池田 幸恵君） それでは、令和 5 年度予算審査特別委員会報告書を読み上げます。

令和 5 年度予算審査特別委員会報告書、令和 5 年 3 月 20 日、
大山町議会議長 米本隆記様、令和 5 年度予算審査特別委員会委員長 池田 幸恵。

令和 5 年度予算審査特別委員会に付託された議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事 件 名

議案第 29 号 令和 5 年度大山町一般会計予算

- 議案第 30 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 35 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計予算
- 議案第 36 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 37 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 38 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 議案第 39 号 令和 5 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 議案第 40 号 令和 5 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 議案第 41 号 令和 5 年度大山町索道事業特別会計予算
- 議案第 42 号 令和 5 年度大山町水道事業会計予算

2. 事件の内容 令和 5 年度各会計予算の審査

3. 審査の経過及び審査の結果

令和 5 年 3 月 3 日に設置された、本特別委員会は 14 議案について付託を受けた。同日、分科会方式により審査を行う事を決定し、令和 5 年 3 月 6 日から 5 日間、審査を行うとともに、3 月 16 日に全体会を委員全員で行った。

審査の結果、付託された 14 議案すべてを可とすべきものと決した。

4. 令和 5 年度予算の特徴

令和 5 年度大山町一般会計予算

一般会計予算は、合併後最大の総額 112 億 2,000 万円で、令和 4 年度当初と比較すると 2 億 2,000 万円 (2.0%) の増となっている。

(歳入について)

町税収入は、15 億 6,618 万円で、前年度比 3,492 万円 (2.3%) の増となっている。町民税や固定資産税の増を見込んでいることが主な要因である。

地方交付税は、50 億円で、前年度比 2 億円 (4.2%) の増となっている。普通交付税の社会福祉費や高齢者保健福祉費の増を見込んだことなどが主な要因である。特別交付税は 3 億円と見込まれている。

町債は、7 億 5,130 万円で、前年度比 1 億 9,200 万円 (20.4%) の減となっている。名和中学校技術棟改築事業の皆減による教育債の減や中山地区排水路改修事業の皆減による消防債の減が主な要因である。

(歳出について)

義務的経費は、人件費が 22 億 4,406 万円で、前年度比 663 万円 (0.3%) の増となっている。会計年度任用職員報酬や、退職手当負担金の増が主な要因である。

投資的経費のうち、普通建設事業費が 9 億 7,934 万円で、前年度比 3 億 4,666 万円 (26.1%) の減となっている。名和中学校技術棟改築事業などの減が主な要因である。

その他経費のうち物件費が、22 億 8,392 万円で、前年度比 3 億 3,095 万円 (16.9%) の増となっている。ふるさと応援基金事業の増などが主な要因である。

補助費等は、14 億 9,354 万円で、前年度比 3,821 万円 (2.6%) の増となっている。教材等購入費助成金の増などが主な要因である。

積立金は 2 億 5,078 万円で前年度比 4,948 万円 (24.6%) の増となっている。ふるさと応援基金積立金の増などが主な要因である。

主な新規事業としては、銀行の派出窓口廃止に伴い、本庁、各支所の窓口に自動つり銭機能付きレジスターを導入する。

本町が積極的に進めている人口減少対策として子育て分野では、子育て世帯の経済的負担軽減に関わる新入学応援ギフト事業に 842 万円、教材等購入費助成金事業 2,097 万円、制服購入費助成事業 732 万円が計上されている。継続事業の給食費全額補助、修学旅行費助成金、高校通学定期券購入補助と合算すると 1 億 2,587 万円の経済的負担軽減となる。

地方創生推進交付金事業のなかで、DMO 推進室設置に向けて観光地域づくり連携体制構築業務委託料 500 万円が計上されている。

大山梨選果場出荷体制応援事業で 3 kg レーンの改造工事費用として 2,111 万円を補助する。出荷数が増えることでふるさと応援寄付金の増加も期待される。

トイレ新設に向け、西坪展望公園では設計から工事まで、仁王堂公園では計画設計まで実施される。

特別会計については、以下の通りである。

令和 5 年度大山町土地取得特別会計予算、総額は、25 万円で前年度比 17 万円の増となっている。

主な要因は土地貸付収入の増で、全額を基金に積み立てる。

令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計予算、総額は、2,564 万円で前年度比 573 万円の増となっている。一般会計から人件費の繰り入れが、主な要因である。

令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計予算、総額は、21 億 6,183 万円で前年度比 2,170 万円の減になっている。

歳出では、40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者を対象とした人間ドックの助成金 335 万円等が計上されている。

令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算、総額は、3 億 3,986 万円で前年度比 1,657 万円の増となっている。名和診療所、大山口診療所、大山診療所にて、電子カルテ導入に関わる委託費用が 3 カ所合計 1,181 万円計上され効率化を図るとしている。

大山診療所と名和診療所の診療時間が、利便性を考慮して一部土曜日などの診療を開

始する。

令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算、総額は、2 億 7,142 万円で前年度比 1,127 万円の増となっている。

歳入では、主に後期高齢者保険料 1 億 8,317 万円で一般会計繰入金 8,752 万円が計上されている。

歳出では、主に後期高齢者医療納付金 2 億 6,802 万円が計上されている。

令和 5 年度大山町介護保険特別会計予算、総額は、22 億 9,943 万円で前年度比 6,767 万円の減であり、居宅サービス給付費の減額が主である。

令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算、総額は、5 億 1,509 万円で前年度比 2,510 万円の増となっている。

主な要因は、電気代高騰を見越して、令和 4 年度比 1.5 倍の電気代を想定し 1,466 万の増となっている。

日吉津村ほか 2 か町で共同運営している移動式脱水車について老朽化に伴う更新を行う。なお負担金は公共下水道事業特別会計と按分している。

令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計予算、総額は、4 億 7,381 万円で前年度比 9,222 万円の増となっている。

主な要因は名和处理区マンホールポンプ施設の改修工事 5,500 万円、電気代高騰を見越しての 1,064 万円の増と、移動式脱水車購入負担金となっている。

令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計予算、総額は、3,963 万円で前年度比 8 万円の増となっている。基金積立額は令和 5 年度末には 9,609 万円を見込んでいる。

令和 5 年度大山町温泉事業特別会計予算、総額は、828 万円で前年度比 333 万円の増となっている。

主な理由としては、源泉送泉ポンプ修繕工事 140 万円となっている。また、令和 5 年度から入浴料の改定が行われる。

令和 5 年度大山町宅地造成事業特別会計予算、総額は、661 万で 536 万円の減である。ナスパルタウンの完売に伴い、看板の撤去工事と施設維持管理料、新規分譲地の選定のための予算となっている。

新規分譲地については、候補地の選定もこれからである。

令和 5 年度大山町索道事業特別会計予算、総額は、2,280 万円となっている。

歳出の主なものは、リフト敷地借地料 814 万円、イベント負担金・補助金 309 万円などである。来場者数は前年度より増加がみられている。

令和 5 年度大山町水道事業会計予算、収益的収入は 3 億 185 万円、支出は 3 億 642 万円。資本的収入は 1 億 7,269 万円、資本的支出は 2 億 5,859 万円となっている。

漏水探知機に 437 万円を計上し、より漏水箇所の的中率を上げることで、コスト削減が期待できる。以上となります。

- 議長（米本 隆記君） これで令和5年度予算審査特別委員長の報告を終わります。
これから1議案ごとに討論・採決を行います。

日程第24 議案第29号

- 議長（米本 隆記君） 日程第24、議案第29号 令和5年度大山町一般会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

- 議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。反対討論。

- 議長（米本 隆記君） 12番 近藤大介議員

- 議員（12番 近藤 大介君） 私は本案に反対の討論をいたします。

令和5年度の一般会計予算は、総額約112億円と、昨年度に続き、過去最大規模と言っているほどの大型の予算となっています。

その中には、福祉や教育の充実であったり、産業振興の面で特徴的な予算、必要な予算もたくさん含まれております。

日頃の行政に取り組む町長以下、職員の皆さんの御尽力については、敬意を表するところであります。

しかし、我が町の状況を顧みますと、少子高齢化はますます進んできています。1年間の出生数も、近頃では70人ほどになってきています。特に、既存の農村集落の担い手不足の課題はますます深刻になってきています。今年も大雪がありました。

除雪や空き家対策など、集落環境の維持や管理、農地の維持管理、高齢者の見守りであったり、祭りや伝統行事など文化継承であったり、地域の課題はますます深刻になってきています。そうした、農村集落の課題解決に向けた取組が、令和5年度の予算、特徴的なものがあまりないように見受けられます。

一方で、子育て世帯への経済的な負担軽減の施策は、さらに充実をしてくれています。令和5年度の予算の中では、小中学校の制服購入への補助金であったり、学校教材への補助金、また小学校入学時には3万円、中学校入学時には4万円のそれぞれ入学ギフト、これについては令和6年度入学からが対象になりますが、そのように子育て世帯への経済的な負担軽減の施策、総額で1億2,000万円ほどに上ります。

私は、子育て世帯への負担軽減は大事だと思っていますが、これは本来、国の施策としてやるべきことでして、国で予算化されるのであれば、私は大賛成ですけれども、一町村で、毎年1億2,000万円も、経済的な負担軽減のために支出することが本当に必要なのか、そのことによって、人口減少対策として、どのような成果を期待するのか。

私は、その施策によって、成果が表れるようには思えません。子育て世帯は、我が町の次の時代を担う、まさに担い手であります。

そうした次世代の担い手の方々には、大山町の様々な課題について、一緒に考え、と

もに取り組んでいただく、そのような取組こそが必要だと思っています。ばらまきのように、毎年1億2,000万円も、負担軽減のために、金銭的な助成をしていくことは、大事な次世代、担い手の方々にとって、行政サービスをただ受け取る側の存在にしてしまわないかということに危惧しています。サービスをする側、サービスを受ける側が明確化されてしまうことは、私は対等な関係を、行政と住民の対等な関係に障害を持つことになってしまうことを危惧します。

子育て世帯への負担軽減策、1億2,000万円のうち、せめて10分の1でもいいので、地域の課題について、ともに考える行政と連携して、小さな一歩でもいいから、何かしらアクションを起こしていく、そういった取組ができるような予算に振り向けてもらいたいと思います。

改めて申し上げますが、1億2,000万円。令和5年度は、人口減少対策として、子育て世帯の負担軽減に1億2,000万円が支出されます。このうち、給食費の無償化のための予算は、7,000万円です。私は、この予算規模は多過ぎると思います。農村集落の人口減少こそがまさに危機的であり、農村集落の人口減少に今後対応していくためには、その1億2,000万円の2分の1でも3分の1でもいいので、農村集落、あるいは漁村集落など既存の集落の担い手を、実際に育てていくことや、地域の環境整備に資する予算に振り向けていただきたいと思います。

そのようなことが、今後、施策として、反映されていくことを切に願い、今回の予算には反対として討論をさせていただきます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにありませんか。

そのほか討論ありますか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。反対討論です。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 私は、令和5年度大山町一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

当初予算には、少子化対策のための子育て支援策として、出産子育て応援交付金事業、新入学応援ギフト事業、教材費、並びに校外活動費助成金事業、制服購入費助成事業の新規事業が盛り込まれております。これらは、出産から義務教育修了までの子育ての経済的負担軽減をさらに図るものであり、また憲法26条の義務教育の無償化を国に先駆けて、さらに推進するものとして、私は高く評価して賛成するものです。

そのほか、暮らし、教育、健康、福祉や産業などで、新規事業、継続事業問わず、おおむね町民の福祉向上のために、積極的なまちづくりを目指す予算になっていると考えます。

しかし、今年度も変わらず同和関連予算が提案されているために、本予算に賛成することはできません。障害者問題、ジェンダーなど男女問題、民族問題などなど、同和問

題以外の人権に係る課題については、その解決に向けて、行政が積極的に取り組む責務があります。

しかし、毎度討論しておりますように、同和問題については、30年以上に及んだ同和教育を含む国を挙げての、同和対策事業の成果として、同和地区内外の格差は解消し、また、人権問題全般の取組によって、私たちの人権意識は、高まってきました。そのため、今や社会問題としての同和問題は、基本的に解決してると言えます。

私はそう実感しております。部落差別は分かりにくくなり、根強く残っているという議論があります。だとしたら、それまでの取組は一体何だったのでしょう。成果がなかったのでしょうか。100%完全に解決したとは、私も思っておりません。

ただ、残された課題があるとすれば、特別対策として、事業を続けるのではなく、一般施策の中で解決を図るべきと考えます。具体的に言いますと、現在、大山町で、今なお継続している地区活動費補助金事業、進学奨励交付金事業、生活相談員による相談事業、地区進出学習会補助金事業などの特別対策は、終了するという事です。そして、同和地区も地区外もない、フラットな状態をつくる。それが、同和問題の完全解決の早道であり、同和問題が存在しない町になっていくのではないのでしょうか。

私は、地区外の人からはもちろんのことですが、同和地区の人からも、同和対策はもうやらないほうが良いという声を少なからず聞いております。

同和問題解決の根拠解決できるというエビデンスが見いだせない旧態依然とした同和対策は、終了すべしという点から、またそうしたほうが、完全解決につながるという点から、同和対策の事業を有する本予算には反対せざるを得ません。

以上、反対討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の発言を許します。ありませんか。

その他、討論はありませんか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 私は、令和5年度大山町一般会計予算の賛成討論をいたします。

総額112億2,000万円、前年度比2億2,000万円増の積極的な予算となっています。

歳入では、町債を7億5,130万円、前年度比1億9,200万円減。ふるさと応援寄附金は前年度比2億988万円増の6億1,187万円と自主財源を大幅に増やす予算です。

歳出では、公債費を13億3,653万円、前年度比1,957万円減と健全な財政運営を目指した予算となっています。起業支援補助金、選果場出荷体制支援事業補助金、自給飼料生産支援補助金など、経済産業の活性化などを盛り込み、移住定住助成金や観光地域づくり連携体制委託料、アウトドアライフ構想補助金など、地域再生や地域特性を生

かしたにぎわいづくりを目指しています。

公民館建設事業の計画予算や下田中児童館、施設事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、健康づくり、推進事業、運動習慣化事業委託料などの健康福祉、あるいは公共設備整備など、力を入れた予算となっております。

中でも際立って、私は評価いたしますのは、人口減少対策としての子育て、教育、生涯学習環境の充実予算でございます。先ほど来もありましたが、新たな新入学応援ギフト、それから教材費購入助成金事業、制服購入費助成事業、学校給食費補助金、全額補助、修学旅行費補助、助成金、高校通学定期券購入補助事業など、非常に人口減少対策、子育て支援に力を入れた予算となっております。

私は、従来から、子育ては、社会であるいは国でバックアップしていくものは当然だと考えております。特に人口減少対策の昨今においては、本来ならば、国を挙げてこの子育て支援をやっていくべきと考えますが、なかなか国がそこまで、進んでおりません。自治体が率先して、人口減少対策に取り組むのは、当然だと考えております。高く評価しております。

同和対策事業につきましては、先ほど差別が全くないという、全く当事者と感情を無視した意見でございました。インターネットの書き込みはいまだ差別事象が溢れております。

かつて、最悪の差別図書として、全国部落地名総監が、総務省が回収して焼却いたしました。これと同じ内容のものが、今インターネットで堂々と書き込まれております。

まだこの裁判は続いておりますが、そういう差別が堂々とまかり通っております。

それから戸籍の不正取得、これも全国、非常に多くの数が不正取得されております。本来なら、戸籍の取得は本人の希望で、行政書士などが、正当な理由でとるものであって、結婚差別を目的とした地元調査に使うための、戸籍を取り寄せる、これも興信所とか探偵社を通じた不正な取得が行われております。これら、いまだかつて、差別が続いている現状どうお考えでしょうか。

今朝ほどもいろいろ討論がございました。議論がございました。部落内の固定資産、土地とか建物、売りに出ても非常に安い値段しかつけられません。買い手も限られております。そういう差別の状況は、今でも続いております。

差別が現存する限り、国や自治体は、同和対策のために、教育や啓発を行う義務があると考えます。

憲法第 14 条第 1 項、全て国民は法の下に法のもとに平等であって、人権性別、社会的身分または門地により、経済的または社会的関係において差別されない。

また、全ての国民に基本的人権の享有を保障するという日本国憲法の理念にのっとり、必要かつ大山町発展のための様々な、必要な同和対策予算だと考えております。

大山町発展のための様々な重要な施策の盛り込まれた予算であり、賛成すべきと考え

ます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に反対者の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） それでは賛成者の討論はありますか。

他に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 30 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、議案第 30 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 31 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 26、議案第 31 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 32 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 27、議案第 32 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 33 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 28、議案第 33 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 34 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、議案第 34 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 35 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 30、議案第 35 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計
予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 36 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 31、議案第 36 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業
特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 32 議案第 37 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 32、議案第 37 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 38 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 33、議案第 38 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 39 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 34、議案第 39 号 令和 5 年度大山町温泉事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 35 議案第 40 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 35、議案第 40 号 令和 5 年度大山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 36 議案第 41 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 36、議案第 41 号 令和 5 年度大山町索道事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 37 議案第 42 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 37、議案第 42 号 令和 5 年度大山町水道事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩とします。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 3 分休憩

午前 11 時 10 分再開

日程第 38 議案第 57 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 38、議案第 57 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 57 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）については、飯戸坊領処理施設キュービクル及び高圧ケーブル更新工事の減額と、稲光平田処理区マンホールポンプ施設制御盤更新工事の増額を行うもので、歳入歳出予算の総額は、既定のとおりとするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39 議案第 58 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 39、議案第 58 号 大山町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 58 号 教育委員会教育長の任命については、鷺見寛幸さんを大山町教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

鷺見さんは、昭和 60 年から平成元年、また平成 5 年から平成 10 年まで合わせて 9 年間大山中学校教諭として、平成 24 年からは大山小学校の校長として「大山の恵み教育構想」のもと、「大山を誇りに思い、大山を愛する子どもたちの育成」に情熱を注いでいただきました。

平成 18 年から 2 年間、西部教育局生涯学習室係長、平成 20 年から 4 年間大山青年の家所長を歴任され、社会教育にも深く精通しておられます。

平成 29 年 5 月 12 日から大山町教育委員会教育長としてふるさと教育を推進し、「大山の恵みを受けて、生き生き輝く人づくり」の目標のもと、「ふるさとキャリア教育」や「英語教育」に力を入れて取り組んでおられます。

令和 5 年 5 月 11 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 5 年 5 月 12 日から令和 8 年 5 月 11 日までであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号は、同意することに決定しました。

日程第 40 議案第 59 号 ～ 日程第 42 議案第 61 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 40、議案第 59 号から日程第 42、議案第 61 号までの大山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 59 号から 61 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、来たる 5 月 12 日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任をいたしますのは、御手元の資料の新規 2 名と再任 1 名です。3 名とも人格、見識とも適任と考えますので、選任に御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

議案第 59 号

○議長（米本 隆記君） ただいま 3 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

これから議案第 59 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 59 号 を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号は、同意することに決定しました。

議案第 60 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 60 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号は、同意することに決定しました。

議案第 61 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 61 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前 11 時 19 分休憩

午前 11 時 20 分再開

日程第 43 陳情第 1 号～日程第 44 陳情第 4 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 43、陳情第 1 号 「安保関連 3 文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費 2 倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書と、日程第 44、陳情第 4 号 平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡増税に反対する陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、門脇 輝明議員。

○総務常任委員長（門脇 輝明君） 本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告をいたします。

まず、第 1 号 「安保関連 3 文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費 2 倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書について、審議の結果は、不採択でございますが、採択とする意見は、戦争は絶対にすべきではない。敵基地攻撃能力の保有は、憲法 9 条 1 項の武力による威嚇に該当し、憲法に反する。戦争の危険があるなら、平和的外交的な解決に力を注ぐべきだ。

そして不採択とする意見では、戦争には反対だが、ウクライナや日本周辺の国情を見

ると危険性は高まっていると考える。敵基地攻撃能力をはじめとする防衛力の整備と予算措置は、防災的な対応だ。

採決の結果、採択 1、不採択 3 となり、不採択とすべきものと決しました。

続いて、陳情第 4 号、平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡大増税に反対する陳情について、審査結果は不採択でございます。

採択とする意見には、先ほどと同様、戦争は絶対にすべきではない、敵地攻撃能力の保有は憲法 9 条第 1 項の武力による威嚇に該当し、憲法に反する。

戦争の危険があるなら、平和的外交的な解決に力を注ぐ注ぐべきだと。

不採択とする意見では、戦争には反対だが、ウクライナや日本、周辺の国情を見ると、危険性は高まっていると考える。

敵基地攻撃能力を初めとする防衛力の整備と、予算措置は防衛という防災的な対応だ。増税については、政府は圧縮に努めている。

採決の結果、採択 1、不採択 3 となり、不採択とすべきものと決しました。以上報告を終わります。

陳情第 1 号

○議長（米本 隆記君） これから陳情第 1 号 「安保関連 3 文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費 2 倍化に反対する意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番。質疑です

〔「あ、ごめん、ごめん」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 今質疑です。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 委員長報告が不採択ですので賛成の討論ですか。

じゃあ、10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 原案に賛成っていう意味ですね。

○議長（米本 隆記君） そうです。委員長不採択ですから、原案に対して。

○議員（10 番 大森 正治君） 「安保関連 3 文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費 2 倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書に賛成の立場で討論します。

安保関連 3 文書とは、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の三つです。

岸田首相自らも、安保政策の大転換だというほどの重大な改定なわけですが、これを国会審議を経ることなく、拙速に閣議決定をしてしまいました。

安保の大転換というほどの、この3文書の重大な改定内容というのは簡単に言うと次のとおりだというふうに私要約してみました。

1点目は、敵基地攻撃能力、政府は途中で反撃能力というふうに言いましたが、ちょっとこれはごまかしの言葉だと思います。敵地攻撃能力を初めて保有するということ。

それから2点目に、それに伴って、米軍と一体に軍事行動をするということ。

3点目に、そのために、防衛費とその関連経費の規模をこれまでの2倍とします。GDP比、今まで1%枠内と言ってましたがGDP比、2%にすると。向こう5年間で、約43兆円を費やすというものです。

敵基地攻撃能力を保有することによって、アメリカ軍と自衛隊が、まるで融合するように一体となって、ミサイルを撃たれる前に撃つこと、つまりこれ先制攻撃を想定していると思います。

そのために、日本は、アメリカからトマホークという長い射程ミサイルを400発も購入するといいます。当初500発と言ってましたが、岸田首相は400発と言いました。このトマホークミサイルは一発が3億あるいは5億と言われておりますけども、そうしますと最大2,000億円もの買物になります。

こんな調子で防衛力を増強して、防衛費やその関連経費を今の2倍にすれば、5年後には、年間10兆円を超え、アメリカや中国に次いで世界第3位の軍事大国になってしまいます。

このような防衛力増強は何を意味するのでしょうか。憲法9条を持つ日本では考えられないことでもあります。岸田首相が弁解する専守防衛を完全に逸脱していると言わざるを得ません。

中国や北朝鮮などの威嚇を口実にした軍事力の増強と言ってもいいアメリカ軍と自衛隊が一体となった防衛力の増強は、歯止めのない軍事拡大競争を招き、かえって戦争を呼び込む危険性が出てきます。

このたびの岸田政権による安保政策の大転換は、平和国家としての日本を投げ捨てるものであり、防災的な対応などと言えるものでは決してないと思います。

タモリさんが言いました。日本が新しい戦前になるようだと。元自民党総裁の河野洋平さんは、決して過ちは繰り返しませんと、何十年も言い続けて、その結果がこの政策転換というのはあり得ないと言いました。また、評論家の故加藤周一さんは、戦争の準備をすれば、戦争になる確率が大きい。平和を望むならば、平和を準備したほうがいい。と言われました。平和の準備とは何かですが、これは国家間のもめごとは、徹底した対話による外交努力で解決するということでもあります。

これは、かつて世界が二つの悲惨な大戦を経験した人類が到達した教訓ではないでし

ようか。それにつながるこの陳情は、採択することが正当な選択であるということを、表明しまして賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、陳情に対して反対者の発言を許します。ありませんか。次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか討論ありますか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

陳情第4号

○議長（米本 隆記君） これから陳情第4号 平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡大増税に反対する陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 続いて、平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡大増税に反対する陳情に、同じく賛成の立場で討論します。

先ほどの陳情第1号と同じ趣旨で賛成しますが、大増税をやめという点に関して若干討論をしたいと思えます。

委員会の意見として、増税については、政府は圧縮に努めているとしておりますが、これは、政府のこういう言い方は、政府の常套手段で、最初は控え目のようでも、だんだんと将来は増税をしていく、拡大していくことが目に見えております。政府は、5年後の2027年度には防衛費だけで9兆円の予算措置を見込んでおりますけども、その財源として、歳出改革で1兆円あまり。決算剰余金と国有資産売却などの税外収入で約1兆6,000億円、それでも不足する1兆円あまりを増税で賄うという方針です。

そのうちの歳出改革とは何かということですが、これまでの政府の政策から予想すれ

ば、社会保障費の多分、削減でしょう。そして、増税といえば、消費税のさらなる増税とくるのではないのでしょうか。

そうなればまさに、軍事栄えて民滅ぶという言い方がありますが、そういった戦前戦中のような状況が生まれかねません。防衛費増強、つまり大軍拡となれば、大增税が待ち受けるような政治は絶対に許してはなりません。

そのため、この平和、いのち、くらしを壊す、大軍拡大增税に反対する陳情に、私は大賛成します。以上、討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、陳情に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって陳情第4号、は不採択とすることに決定しました。

日程第45 陳情第2号

○議長（米本 隆記君） 日程第45、陳情第2号 国による学校給食無償化を求める陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岡田聡議員。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告いたします。

陳情第2号 国による学校給食無償化を求める陳情。審査結果は採択です。

委員会の意見としては、本町では、給食費無償化を先駆けて実施しており、本請願について採択すべきではないか。

採択の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。以上です。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第2号 国による学校給食無償化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第2号は、採択とすることに決定しました。

日程第46 陳情第3号

○議長（米本 隆記君） 日程第46、陳情第3号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 大杖正彦議員。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） はい、それでは本経済建設常任委員会に付託されました政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書に対しての審査結果を申し上げます。

本委員会に付託された陳情審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

審査結果は不採択となりました。委員会の意見として、原油飼料、肥料などの生産資材の高騰の影響を受け、倒産や離農が全国で発生しているが、国へ求める陳情項目は、国策や既に実施している事業もあり見直しなどは困難である。

採決の結果、採択1、不採択3で、不採択とすべきと決定いたしました。

以上報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第3号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。質問しますが、この委員会の意見に不採択の理由がちょっと抽象的ではっきり分からないので、具体的に説明してほしいんですけども。

特にこの陳情者は4項目を挙げておられますけども、どういう点が不採択の理由になったのか説明願います。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖委員長。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） それぞれの項目において憂慮すべき点がござい

ますが、ここに記述して申し上げましたとおり、国策にもあります。これは輸出入関係の国と国との条約ですね。それから既に実施して補助も行っている項目もございます。

そういった観点から、委員会として不採択3の方がおられました。以上です。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 今の委員会の意見の繰り返しで、非常に分かりにくいんです。どの項目がどうなんだという議論があったんでしょうかね。・・（「言ったっていつてる」と呼ぶ者あり）いや、言っておられませんよ。国策とは何か、4項目ある中で、どれがどういうふうな駄目なのか、採択できないのか。みんなに分かりやすく説明いただきたい。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖委員長。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） それではそれぞれの項目について、委員会の中で、その項目ごとに審査した内容について説明を大原議員のほうにお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（米本 隆記君） 8番、大原議員。

○議員（8番 大原 広巳君） 大森議員の質疑に答えたいと思います。

実は、議会で2年前の秋にも、米価が下落したときに、今回と同じように陳情が出ました。米価下落対策に対して反対ではなくて、そのときには4番目にミニマムアクセス米のことが書いてありました。今回も、ミニマムアクセス米と、乳製品のことも今回は加わっています。

そのときにも申し上げましたけども、もうこれは他国間協議で、期限を切って決められていることですので、事情が変わったからといって日本が一方的に解除することは不可能です。

今回も、4つの陳情の中で、1から3の物価高騰対策をはじめ今後の農政に対する要望は、ほぼ委員会としては内容としては承諾しました。

しかし、4つ目の項目について、これは陳情として挙げるべきじゃないということで、不採択の結果になりました。以上です。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 4点目の、ミニマムアクセス米とそれから乳製品の輸入は中止すること、これは駄目だと、これがネックだという今説明だったと思いますけども、また他国間協議でとおっしゃいました。ミニマムアクセス、もう随分ありますけども、これを77万トン輸入していると。米が余ってるのに輸入する、全く大矛盾ですよ。

日本から見れば、本当に農家の人は怒ってますよ、ずーっと。そういう農家の人にとって不利益なことを、平気で、いやそれは仕方がない、国策だからと平気でいうのはね、おかしいんじゃないでしょうかね。

それで国会審議の中で、これはもうどうにもならないものであるということではなくて、義務ではない、つまりね、ということがあると。中止せよということ言えばできるというふうに聞いております。私はそう把握していますが、その辺はどうなんですか、把握が違うようですけども。

それからちょっともう一つ。乳製品の輸入もとんでもないことですよね。今酪農家は、本当に輸入が非常に多いので、香取なんかも大変なんだろうけども、牛を売ったり、搾った乳を捨てたりとか、そういうふうな本当に泣くに泣けないような状況があるというふうに聞いておりますが、そういう状況の中で何で輸入をしなきゃならないのか。

その辺がはっきりは分からないんですが、どう説明されますか。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖委員長。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） はい。委員会の審査内容について御説明申し上げます。この陳情の件名は、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情でございます。

ただいま議員の質疑にありました、米価の、これはもう長年、国と国との国家間の協定といいますか、条約があります。そして、牛乳ですか、乳業の件に関しては、ウクライナ戦争を初め原料費の高騰に伴う突然発生したものであり、これは対処すべきではないかということで、委員会としては、発議案を、この食糧の自給率の向上と持続可能な農業経営と農村を守るための対策として発議として意見書を提出することにしております。

その内容については、既に議案書にこれに載っているとありますが、それを御覧費になっていただければ分かると思います。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

〔「質問には答えてないと思います」「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） ちょっと、今の内容だと思いますけど。

〔発言するものあり〕

○議長（米本 隆記君） それはミニマムアクセスのことですか。

〔発言するものあり〕

○議長（米本 隆記君） そうは思わなかったけどな。じゃ、それについて答えれますか。

○議員（8番 大原 広巳君） 議長。

○議長（米本 隆記君） もう一度、大原議員お願いします。

○議員（8番 大原 広巳君） 委員長の補足説明をさしてもらいます。

義務ではないという解釈を大森さん言われましたけれども、皆さん御承知のように、農業交渉と一緒にほかの産業、ほかの工業の貿易のルールも同時並行してこれ決めていきます。

現実、日本の農産物は、高価値で高値で輸出ももの凄く伸びています。その一方で、事情が変わったので輸入は一切止めますというのは、ちょっとおかしいと思います。

仮に、そういう交渉するのであれば、やはり、他国間でそれぞれの事情を加味しながらテーブルに載せればもちろんいいことだと思います。

今は、世界的にどこの国も原油の影響を受けて大変な状況です。こういう大変な状況のときに交渉を一方向的に離脱するのはおかしいというふうに思います。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。これで質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。委員長報告は不採択ですので、賛成討論ですか。

〔「提案に賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） はい、どうぞ 10 番、大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書、これに賛成の立場で討論します。

陳情者も述べていらっしゃる通りですけども、米価は暴落し、減反を押しつけられた上に、水田活用直接支払い交付金の見直しまで政府は強行して、米農家は踏んだりけったりです。その上に、物価高騰のあおりを受けて、特に畜産、酪農家は深刻な影響を受けていらっしゃいます。

こういうときだからこそ、米農家を救済するために、農家農村の疲弊を促進させた元凶と言われておりますこのミニマムアクセス米の輸入は中止をし、また、畜産や酪農家を救済するために、13 万トン以上も輸入しているこの乳製品の輸入、これは中止することは当然ではないかなというふうに思います。

4 つの陳情項目である 1 点目が、燃油価格、飼料、肥料、生産資材の高騰に対する、支援策の充実を国に求めること。それから 2 点目の水田活用直接支払い交付金の見直しを中止し、自給率が低い畑作物などへの、交付額の増額を国に求めること。それから 3 点目の、食料自給率を着実に引き上げるため、アメリカや EU 並みの価格所得補償の実施、を求めること。緊急に米価暴落対策を国に求めること。そして 4 点目の、ミニマムアクセス米や乳製品の輸入を中止すること。これら 4 項目ですね。これらは疲弊している。本当に農家や農村を守り、持続的発展を促すために、重要な私は要求と考えます。

よって、この陳情には賛成をいたします。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。
そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから陳情第3号を採決します。お諮りします。
この陳情に対する委員長報告は 不採択ですので、原案に対して採決します。
この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。
したがって、陳情第3号は、不採択とすることに決定しました。

日程第47 発議案第1号 ～ 日程第50 発議案第4号

○議長（米本 隆記君） 日程第47、発議案第1号 大山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてから、日程第50、発議案第4号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会委員長 杉谷洋一議員。

○議会運営委員会委員長（杉谷 洋一君） 発議案第1号 大山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法律の対象から除かれている議会における個人情報の保護について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

以上で発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

次に、発議案第2号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、本条例第2条別表に定める常任委員会(広報)を除いた「総務」「教育民生」「経済建設」の3常任委員会では、1委員会の委員定数は5から6人と小人数であり、欠席者が出た際は、さらに委員数が減少し、委員に偏りが生じることを懸念されていた。このことから、より委員会審議に適した委員数とするため、委員会構成を「総務経済」「教育民生」の2常任委員会とし、1委員会の定数を8名に改正するものです。

また、第7条第4項の規定について、「常任委員・議会運営委員及び特別委員の選任

について、閉会中においては、議長が指名する」ことができることへ改正するものです。

以上で、発議案第2号の提案理由の説明を終わります。

次に、発議案第3号 大山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明をいたします。

本案は、現状では政治倫理に反すると判断があった際、明確な措置内容が定まっていなかったため、措置の内容を新たに追加するものです。

以上で発議案第3号の提案理由の説明を終わります。

次に、発議案第4号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、議会権限に属する事項中、町長において専決処分をすべき事項の指定についての4、法律上町の義務に属する交通事故及び町所有施設の管理瑕疵による損害賠償で、その額は100万円を超えないものにかかる和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関するもののうち、「交通事故及び町有施設の管理瑕疵による」を削除するものです。

以上で、発議案第4号の提案理由の説明を終わります。

発議案第1号

○議長（米本 隆記君） ただいま4件の提案理由の説明が終わりましたので、この後、質疑、討論採決を1件ずつ行います。

これから、発議案第1号 大山町議会の個人情報保護に関する条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、 発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） まもなく正午になりますが、正午を過ぎましても、本定例会が終了するまで続けて行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

発議案第2号

○議長（米本 隆記君） 発議案第2号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

発議案第3号

○議長（米本 隆記君） 発議案第3号 大山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

発議案第4号

○議長（米本 隆記君） 発議案第4号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 4 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 51 発議案第 5 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 51、発議案第 5 号 学校給食の無償化を国に求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長 岡田 聡議員。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 学校給食の無償化を国に求める意見書の提出、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

提案理由は、3 月 1 日教育民生常任委員会に付託された陳情第 2 号 国による学校給食無償化を求める陳情を審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

学校給食の無償化を国に求める意見書。

貧困と格差が広がる中、コロナ禍と物価高が子育て家庭の家計を直撃している。

日本の将来にとって、子どもを産み育てる環境を整備し、人口減少対策を講じて、義務教育の期間に係る負担を軽減しなければならないことは喫緊の課題である。

こうした中、全国で何らかの食材費の補助をしている自治体が広がり、鳥取県においても本町をはじめ若桜町、智頭町、日野町、江府町で完全無償化が始まった。子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にも関わらず、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきている。地域を理解する事や食文化の継承、自然の恵みなどを理解するうえで、食は重要な教材である。学校給食は食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられている。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められている。

子どもたちの健全な食生活の確立のため食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、また健やかな発達を保証するためにも義務教育における学校給食費の無償化が強く求められている。

よって、国においては学校給食費の無償化を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月20日、鳥取県大山町議会 議長 米本 隆記。

内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、衆議院議長様、参議院議長様です。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第5号 学校給食の無償化を国に求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 意見書の上から7行目、肥満ややせと書いてありますけども、やせは平仮名でいいんでしょうか。片仮名の間違いじゃないのか、ちょっと気になります。上から7行目ですね、朝食の欠食、肥満ややせの増加などというふうに表現してありますけども、やせが平仮名で書いてありますけど、ちょっと分かりにくいので、これは、片仮名とかいうほうがいいという検討されましたでしょうか。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田委員長。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） このあたり詳しい調査まではいたしておりません。ただ、概念的にはそういう傾向にあるということは承知しております。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） すいません、そういう内容じゃなしに、ただ単に表現が、分かりづらいのかなあと。やせというのは、平仮名で書いてあると分かりにくいという意味です。

○議長（米本 隆記君） すいません。門脇議員、これ内容的な質疑はなくて、文字に対するもの。質疑として内容的なものを聞いていただきたいんですが。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議員（7番 門脇 輝明君） よろしいですか。じゃあ。

○議長（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議長（2番 西本 憲人君） 国に対する学校給食の無償化を求める意見書ということですね。基本的には私もすごくいい意見書だなというふうに思います。陳情も出ていますし。ただ、昨年、給食費無償化を本町で議案として修正動議が出て、割と議会でも割れて、その後、給食費無償化が実現されたという経緯があります。

その際に、給食費無償化は国ですることだっていうふうに先ほどほかの議員も話されたんで、本当にそのとおりだなというふうに思うんですけど、中では、その当時反対されてた方の中では、給食費ぐらい御自身の家庭で、やっぱり払っていくべきではないかと、ほかのことに対してお金をもっと使うべきじゃないかということが、地域の住民さんであったり議会の議員からも出ていたような気がします。なのでその辺の話が今回

皆さんでどういうふうに話がついたのかと、受益者負担の考えとかも少し教えていただければなというふうに思います。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田委員長。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） その点は以前は結構そういう意見もあったように記憶しておりますが、ただ今回、委員会での審査中、そういう意見はございませんでした。

○議長（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議長（2番 西本 憲人君） もし、何か説明できる方がおられましたら、委員長以外でも教育民生の方に答えていただきたいんですけど、給食費無償化で割と町内で意見が割れたように思っています。

なので、この給食費無償化についての国に意見を上げるってことなんですけれど、少し丁寧な説明をしておくほうがいいのかなというふうに思い、この質問をさせていただきました。もしあれば教えてください。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田委員長。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） 特にございませんですが、現状、本町でもやっております。県内でも他の町村もやっております。

そういう関係で、この意見書以上の説明は必要ないではなかろうかと、そういうところを考えます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。ないようですけど、よろしいですか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） はい。じゃ、ちょっと待ってください。電話の音がしたから。

議員の皆さんで電話を持って入っておられませんか。電話は、持ってませんよね。はい。はい、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） ちょっと指摘なんですけども、言っといたほうがいいのかなと思って5行目の若狭町の「狭」の漢字、誤字がありますので。ちょっと指摘だけ。ここの場でふさわしいかどうか分からなかったですが。

○議長（米本 隆記君） 意見書については、これもう出てますんで、意見書というかこれが。修正は、このままです。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 5 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 52 発議案第 6 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 52、発議案第 6 号 農林水産業の継続と発展を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 大杖正彦議員。

○経済建設常任委員長（大杖 正彦君） それでは、発議案第 6 号 農林水産業の継続と発展を求める意見書の提出について御説明申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

令和 5 年 3 月 20 日提出。提出者 経済建設常任委員会委員長 大杖正彦。

提案理由のご説明をいたします。

燃料、電気、飼料、肥料、生産資材などの価格高騰が、本町の基幹産業である農林水産業に暗い影を落としています。生産者の高齢化と後継者不足と相まって、廃業もしくは生産減少になるのではないかと考えますので、ここに意見書の提出を発議するものがあります。

それでは、意見書を朗読いたします。

農林水産業の継続と発展を求める意見書。

燃料、電気、飼料、肥料、生産資材などの価格高騰が、本町の基幹産業である農林水産業に暗い影を落としている。生産者の高齢化と後継者不足と相まって、廃業もしくは生産減少になるのではないか。このことが地域の活力を奪い、農地保全に悪影響を及ぼすこととなる。

コロナ・ウクライナ危機で、輸入に頼る日本の食糧生産と供給体制が脆弱で食糧自給率 38%と食糧危機が迫っている。食糧自給率を向上させるため、農家をはじめ一次産業全般への支援と実効ある施策が求められることから、緊急に下記の項目を強く求める。記。

1. 燃料、電気、飼料、肥料、生産資材などの価格高騰対策のさらなる充実と継続を求める。
2. 青色申告者増による、収入保険加入者増を、国をあげて推進すること。

3. 飼料、肥料など国産化比率を向上させる耕畜連携や有機農業を推進すること。
4. 農林水産業の後継者対策の充実と継続や、移住定住対策とのさらなる連携を求める。
5. 農林水産業者の所得向上を推進すること。
6. スマート農林水産業のさらなる推進をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和5年3月20日、鳥取県大山町議会 議長 米本隆記。あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、以上でございます。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第6号 農林水産業の継続と発展を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第6号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第53 発議案第7号

○議長（米本 隆記君） 日程第53、発議案第7号 新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 豊 哲也議員。

○提出者（3番 豊 哲也君） 発議第7号 新型コロナワクチン接種に関して、効果の検証を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

新型コロナワクチン接種に関して、効果の検証を求める意見書。

国内において新型コロナウイルス感染症が確認されてから3年が経過したが、いまだに新規感染者は増加しており、今冬の第8波において、報告された死亡者数は過去最大となった。

政府は当初、新型コロナウイルス感染症の感染予防には、メッセージーRNAワクチンが有効であり、同ワクチンを2回施設接種すれば、抗体ができ、感染予防効果が高まることでコロナパンデミックが収束すると発表していたが、その後4回、5回とワク

チンを接種続けても、感染は収まるどころか、逆に拡大している状況である。

専門家からは、メッセンジャーRNAワクチンを接種することで、自然免疫が低下し、同ワクチンを打てば打つほど感染爆発をしている状況だと警鐘が鳴らされており、その証拠に、ワクチン接種を取りやめた国々では、既にコロナパンデミックは収束している。

一方、ワクチン接種後の深刻な副反応事例や死亡事例は増え続けているが、国による救済認定を受けたのはわずかであり、政府として誠実な対応が求められている。

よって、国におかれては、新型コロナワクチンの接種効果を検証するため、下記の事項を実施するように強く要望する。

記。

- 1 新型コロナワクチン接種におけるメリットとデメリットを調査し、正確なデータを国民に開示すること。
- 2 新型コロナワクチンの接種後に、死亡及び後遺症を負った事案に対して、早急に調査を行い、救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月20日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官あて。鳥取県大山町議会。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第7号 新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。原案に反対者の発言を許します。

○議員（9番 大杖 正彦君） 私は、この新型コロナワクチン接種に関して、効果の検証を求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

この件については、町内で、あるいは町民の皆様の間で発生した事案であれば、議会で取扱い議論すべきだと。そして、こういうことの行動に移すものかなというふうに考えており、1 団体、あるいは個人の考えや取組を対象すべきではないというふうに私は考えております。

提出者、あるいは賛同者は、真剣にこの問題を重視するのであれば、直接国を相手に告訴すればいい内容ではありませんか。この類いの案件であることを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（2番 西本 憲人君） はい、議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。新型コロナワクチン接種に関しての効果の検証を
求める意見書ということです。

こちらに賛成という立場でお話しさせていただきます。

ちょっと今反対討論があったんですけれどですね。コロナが出てきましてもう大分、
2年ですか、3年たってきました。ワクチン、これは、国が恐らくワクチンを打っても
らうってことをしたほうがメリットがあるというふうに思って、そのワクチンの事業と
いうのが始まってこういう自治体にまでおりてきてそれが行われています。特にその事
業があることは悪いなというふうには思いません。ワクチンを打つことで安心したり、
重症化しない方もおられると思います。ただ、世の中にはやはり反ワクチンの方たちっ
てすごく一定数いるなっていうのを、ふだんから感じています。

私が何を言いたいかといったら、コロナが今年の5月以降ですかね5類に引き下がる
というこのタイミングで、世界で初めて起こったコロナ。世界で初めて起こったこのワ
クチン接種の事業ということで、これに関してそろそろ1回総括したらどうですかって
いうふうに思います。そのために、ここに書いてありますメリットとデメリットを調査
して正確なデータを出してくださいと。しごく普通のことだなというふうに感じました。

むしろこれ調査しないで次に行くっていうのはすごく、今までの事業がどうだったの
か、何も検証しないままコロナって終わっていくのかなと。これだけ世界的な、大変な
ことなのにそれがしないで終わっていくというのは、ちょっとよく分からないなという
ふうに思います。

そして、恐らく皆さん、コロナワクチンが危険とか危険じゃないとか、いろんな意見
があると思います。いろんな意見があると思うんですけど、極論を言ってしまうと自分
が専門家になって自分の体を使って人体実験をするか、もしくは、誰か専門的な、学者
さんだったり病院の先生だったり、そういった方の意見を聞くというこの2パターンし
かないんじゃないかなというふうに思います。

なので、今地球上でワクチンが危険か安全かというのを100%言い切れる人は1人も
いないんですけれど、私はコロナは、収束傾向、現時点では収束傾向だと思いますが、
今後のこういったパンデミックに備えて、ワクチンが、実際この政府として推奨して打
ってくださいというふうにやったことが、判断として総括をしておくべきだなというふ
うに思います。

昨年、自民党でも与野党を組んで超党派の議員でワクチンの接種を慎重に考える、一
つの団体ができたり、昨年日本小児学会予防接種感染対策委員会では、最初、ワクチン
接種、子供のワクチン接種に対して異議を唱えておりました。そのあと、異議を唱えて
いたんですけれど、少し、データをもとに推奨しますという表現に変更するという、い
わゆる何が言いたいのかというと、世の中全体的にいいのか悪いのかすごく迷ってる状
態ですということをお伝えしたいです。

なのでこの辺で、やはり1度、国が、データであったり専門家をもとに、もう一度意見をまとめ直す必要があるのではないかなってというのが、私の考えです。

すいません。先ほど、最後に1団体個人の意見を聞くことは違うというふうにおっしゃられたと思うんですけど、1個人団体の意見はできるだけ細かく吸い上げれば良いなというのが、私の考えでございます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言をします。ありませんか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 私は、この意見書に反対の立場の討論をいたします。

この意見書を読んでみますと、非常に事実と異なることが誇大に書かれております。

まず未だに新規感染者は増加しておりと書いてありますが、収束に向かっております。また、4回5回とワクチン接種を続けても感染は収まるどころか、逆に拡大している状況であると、この点についても、既に収束に向かっておるという判断のもとに、マスク着用も本人の意思ということに決まっております。また、インフルエンザと同じ5類に格下げになるということで、これもワクチンの効果で収束していると考えております。

また専門家が、ワクチン接種をすることで自然免疫が低下し、ワクチンを打てば打つほど感染爆発している状況だと、警鐘を鳴らしてる専門家がいるということですが、日本国内でも、専門家は何千人と多分いらっしゃると思います。そのうちのこのワクチンのせいだということ、感染爆発してるよという、専門家は一体何人いらっしゃるでしょう。確かに異論を唱える専門家もいると思いますが、こういう少数意見、はっきりと裏づけされていない少数意見をあたかも事実のように、意見書に堂々と述べている、この点は、こういう意見書を国に上げることは反対です。

○議長（米本 隆記君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

それでは反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、発議案第7号は、否決されました。

日程第 54 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第 54、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、配布しておりますとおり、令和 5 年 5 月下旬に東京とで開催される、全国町村議会議長・副議長研修会に議長と副議長を、

令和 5 年 4 月 19 日に、鳥取市で開催される鳥取県町村議会女性議員研修会企画検討会に池田議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 55 ～ 日程第 59 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 55、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 59、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

令和 5 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。お疲れ様でした。

午後 12 時 32 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署 名 議 員 大森 正治

署 名 議 員 杉谷 洋一

追加署名議員 近藤 大介